第十二章　国際連携学科に関する特例

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条　国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2　［略］

3　前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条　第三十四条から第三十六条、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　［略］

第十三章　雑則

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第一イの表を次のように改める。

イ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る専任教員数

(1)　専門職学科以外の学科に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇―六〇〇	一〇	二〇〇―四〇〇	六
教育学・保育学関係	三二〇―六〇〇	一〇	二〇〇―四〇〇	六
法学関係	四〇〇―八〇〇	一四	四〇〇―六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇―八〇〇	一四	四〇〇―六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇―八〇〇	一四	四〇〇―六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇―四〇〇	一四	一六〇―三二〇	八
工学関係	二〇〇―四〇〇	一四	一六〇―三二〇	八
農学関係	二〇〇―四〇〇	一四	一六〇―三二〇	八

第十一章　国際連携学科に関する特例

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条　国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2　［略］

3　前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条　第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　［略］

第十二章　雑則